

役員報酬規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会（以下「本協会」という。）定款第31条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事の内、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員の内、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事役員は、原則無報酬とする。

ただし、理事の中に以下の業務を行う場合においてのみ別に定めた報酬を支給する。

- 2 事務局において事務管理及び事務業務を恒常的に行う理事であること
- 3 その業務に対する報酬は月5万円を基準とする。改定する場合、年度初めまでに理事会で決定する。
年度途中改定される場合も4月にさかのぼって支給することも出来る。
- 4 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委託した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 5 役員には、役員賞与及び退職金は支給しない。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用)

第5条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定に準ずる。

(公表)

第6条 本協会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当分の間、常勤役員は設置しないものとする。

〈 制 定 日 平成24年 4月 1日 〉

一部改定 平成29年11月 1日